

第2節 悪臭防止法に係る規制状況

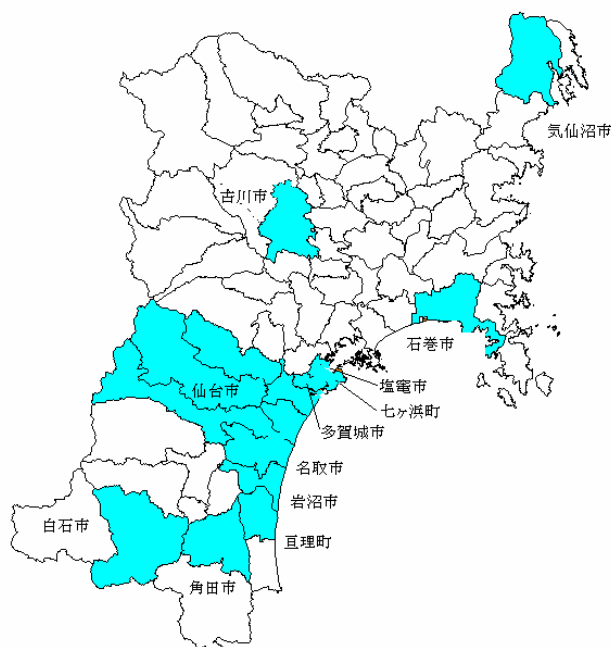
本県では、平成4年4月に悪臭防止法に基づく規制地域の指定を従来の3市2町から9市2町に拡大するとともに、悪臭物質を7物質追加指定し従来の5物質から12物質とし、平成5年4月より施行した。政令市である仙台市では、都市計画法に基づく市街化区域全域を規制区域とし、悪臭物質の22物質を定め規制指導を行っていた。平成7年4月の悪臭防止法の改正により、官能試験法である嗅覚測定法が法の測定法として採用されたことから、平成15年3月に規制地域の一部拡大と嗅覚測定法による規制手法の導入を告示し、同年10月1日から施行している。過去3年間の悪臭防止法に基づく行政指導の状況を表3-4に示す。

平成16年3月末現在の悪臭防止法に基づく指定地域所在市町を図3-3に示す。また、宮城県における法律、条例、要綱に基づく規制状況を表3-5に示す。（悪臭防止法に基づく規制地域の詳細は参考資料を参照のこと。）

表3-4 悪臭防止法に基づく行政指導の状況

区分	立入件数	測定件数	行政指導	改善勧告	処分	措置の合計
平成13年度	131	3	161	0	0	0
平成14年度	188	4	200	0	0	0
平成15年度	52	1	72	0	0	0

図3-3 悪臭防止法に基づく指定地域所在市町



悪臭防止法に基づく指定地域内に立地している悪臭物質排出事業場に対しては、各市町が悪臭の規制と指導を行っている。

表 3 - 5 宮城県における法律・条例・要綱に基づく規制状況

	悪 臭 防 止 法	公 害 防 止 条 例	宮城県悪臭公害防止対策要綱	仙台市悪臭対策指導要綱																											
規制等の手法	嗅覚測定による臭気指数規制	嗅覚測定による臭気指数規制	嗅覚測定による臭気強度規制	嗅覚測定による臭気濃度規制																											
指定地域	仙台市，石巻市，塩竈市，古川市， 気仙沼市，白石市，名取市，角田市， 多賀城市，岩沼市，亘理町及び七ヶ 浜町の一部地域	県 内 全 域 (ただし，悪臭防止法指定地域を除く)	県 内 全 域	仙台市内全域																											
規制対象	指定地域内の全工場・事業場	イ 飼料又は有機質肥料の製造の用に 供する施設で次に掲げるもの(原料と種 して，魚腸骨，鳥獣骨，フェザー又はイ これらのソリュブルを使用するもの に限る) (イ)原料置場 (ロ)原料処理加工施設 (ハ)真空濃縮施設 (ニ)乾燥施設 (ホ)脱臭施設 ロ 有機質肥料の製造のように供する 施設で次に掲げるもの(イの項に掲げ るものを除く) (イ)原料置場 (ロ)原料処理加工施設 (ハ)強制発酵施設 (ニ)乾燥施設 (ホ)脱臭施設	日本標準産業分類の大分類の次の業 種 イ 農 業 ロ 建設業 ハ 製造業 ニ 卸売業，小売業 ホ 電気・ガス・水道・熱供給業 ヘ サービス業 上記の施設及び作業には，廃棄物 (排泄物)を含むものとする	全 業 種																											
規制指導の主体	指定地域を管轄する仙台市を含む １０市２町	宮城県，仙台市	宮城県，仙台市を含む１０市２町(事 務委任)	仙台市																											
規制基準	(単位 臭気指数) <table><tr><td rowspan="2">施設の 種 類</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>敷地境界線</td><td>排 出 口</td><td>敷地境界線</td></tr><tr><td>上記イ の施設</td><td>臭気指数 １５</td><td>悪臭防止法第４条第２項に定 める規制基準を基礎として，悪 臭防止法施行規則第６条の２ に定める方法により算出した 臭気強度又は臭気指数</td><td>臭気指数 ３１</td></tr><tr><td>上記ロ の施設</td><td>臭気指数 １５</td><td>悪臭防止法第４条第２項に定 める規制基準を基礎として，悪 臭防止法施行規則第６条の２ に定める方法により算出した 臭気強度又は臭気指数</td><td>臭気指数 ３１</td></tr></table> 測定法：三点比較式臭袋法		施設の 種 類				敷地境界線	排 出 口	敷地境界線	上記イ の施設	臭気指数 １５	悪臭防止法第４条第２項に定 める規制基準を基礎として，悪 臭防止法施行規則第６条の２ に定める方法により算出した 臭気強度又は臭気指数	臭気指数 ３１	上記ロ の施設	臭気指数 １５	悪臭防止法第４条第２項に定 める規制基準を基礎として，悪 臭防止法施行規則第６条の２ に定める方法により算出した 臭気強度又は臭気指数	臭気指数 ３１	敷地境界線上において 臭気強度 １．８ 参考 ６段階臭気強度表示法 <table><tr><td>０</td><td>無臭</td></tr><tr><td>１</td><td>やっと感知できるにおい</td></tr><tr><td>２</td><td>何のにおいであるかがわか る弱いにおい</td></tr><tr><td>３</td><td>らくに感知できるにおい</td></tr><tr><td>４</td><td>強いにおい</td></tr><tr><td>５</td><td>強烈な臭い</td></tr></table> 測定法 三点比較式臭気採点法	０	無臭	１	やっと感知できるにおい	２	何のにおいであるかがわか る弱いにおい	３	らくに感知できるにおい	４	強いにおい	５	強烈な臭い	敷地境界線における基準 臭気濃度 １０ 排出口の高さ等に応じて以下の 範囲で４区分 臭気濃度 ３００～２，０００ 測定法 三点比較式臭袋法
施設の 種 類																															
	敷地境界線	排 出 口	敷地境界線																												
上記イ の施設	臭気指数 １５	悪臭防止法第４条第２項に定 める規制基準を基礎として，悪 臭防止法施行規則第６条の２ に定める方法により算出した 臭気強度又は臭気指数	臭気指数 ３１																												
上記ロ の施設	臭気指数 １５	悪臭防止法第４条第２項に定 める規制基準を基礎として，悪 臭防止法施行規則第６条の２ に定める方法により算出した 臭気強度又は臭気指数	臭気指数 ３１																												
０	無臭																														
１	やっと感知できるにおい																														
２	何のにおいであるかがわか る弱いにおい																														
３	らくに感知できるにおい																														
４	強いにおい																														
５	強烈な臭い																														